

岩手大学大学院連合農学研究科教授会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大学院学則第7条第2項の規定に基づき、岩手大学大学院連合農学研究科教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 研究科長
- 二 研究科長補佐
- 三 研究科の各専攻から選出された主指導資格を持つ代議員（教授または准教授）
- 四 指導教員
- 五 入試委員
- 六 遡及修了者の指導教員
- 七 岩手大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する細則（以下、「学位論文審査細則」という。）第2条第3号により提出された学位論文の学位審査委員会の主査及び副査（副査については当該学生を岩手大学大学院連合農学研究科で指導した者）
- 八 学位論文審査細則第6条各号により提出された学位論文の学位審査委員会の主査
- 九 学位論文審査細則第6条第1号により提出された学位論文の学位審査委員会の副査（当該学生を岩手大学大学院連合農学研究科で指導した者）

（任期）

第3条 前条第3号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項等）

第4条 教授会は、次に掲げる教育研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる。

- 一 学生の入学及び課程の修了に関すること。
 - 二 学位の授与に関すること。
 - 三 学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項に関する細則に学長が定める事項
- 2 前項に定めるもののほか、教授会は、次に掲げる事項を審議する。
- 一 規則の制定及び改廃に関すること。
 - 二 指導教員の選定に関すること。
 - 三 予算に関すること。
 - 四 研究指導の基本に関すること。
 - 五 学生の表彰及び懲戒に関すること。
 - 六 その他教育研究に関する事項

（教授会の招集）

第5条 研究科長は、教授会を招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故あるときは、第2条第2号又は第3号の構成員のうちから研究科長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

3 研究科長は、構成員の5分の1以上の者から要求があった場合は教授会を招集しなければならない。

(議事)

第6条 教授会は、構成員（国内公務出張中の者及び海外渡航中の者並びに休職者を除く。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第4条第1項第3号に掲げる事項については、出席構成員の3分の2以上の賛成を必要とし、第4条第1項第2号に規定する事項については、岩手大学学位規則第12条第4項の定めるところによる。

(代議員会)

第7条 教授会に、研究科の円滑な運営を図るため、岩手大学大学院連合農学研究科代議員会（以下「代議員会」という。）を置く。

2 教授会は、第4条各項各号に掲げる事項について、範囲を特定し、その審議を代議員会に付託することができるものとする。

3 代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第8条 議長は、会議の議事録を作成し、これを保管しなければならない。

(事務)

第9条 教授会の事務は、岩手大学農学系事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年9月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。